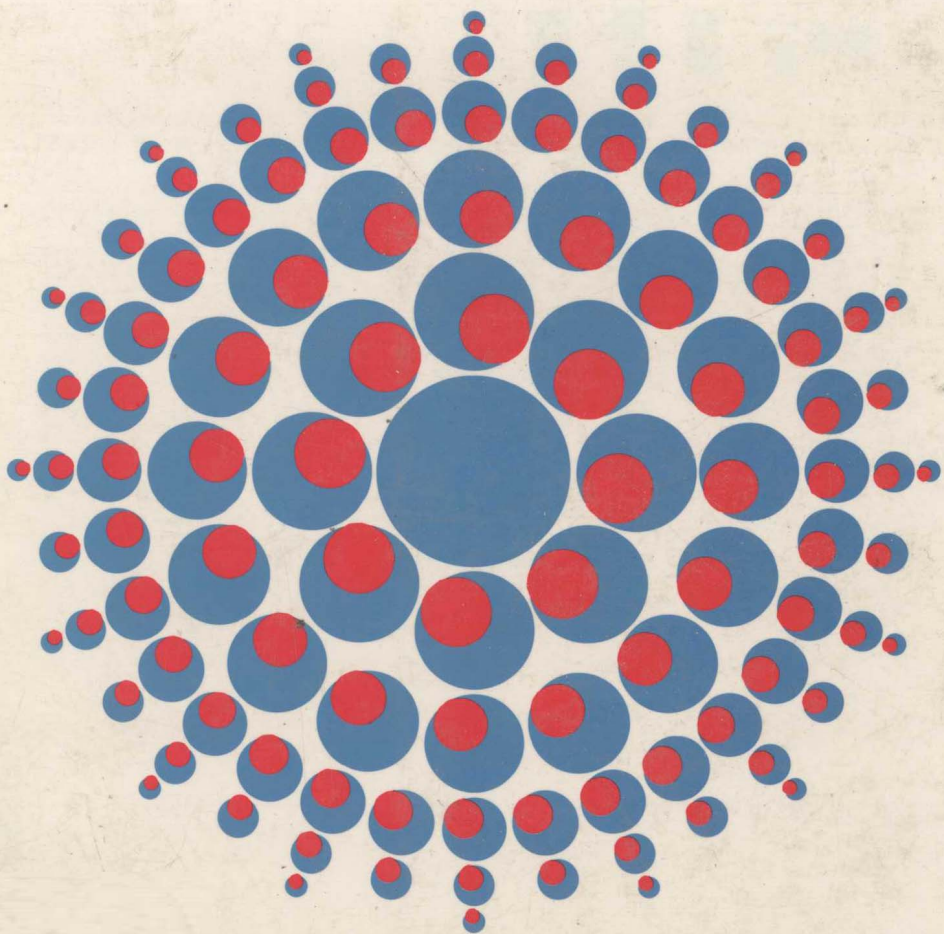


# 基本税務会計

〔4訂版〕

赤間 研一 共著  
鈴木 明 男



税務経理協会

# 基 本 税 務 会 計

赤 間 研 一  
鈴 木 明 男 共 著

税 務 経 理 協 会

### 執筆者紹介

- 赤間研一 札幌大学経営学部教授  
昭和33年公認会計士第三次試験合格  
所得税編，法人税編担当
- 鈴木明男 千葉敬愛経済大学経済学部教授  
昭和43年公認会計士第三次試験合格  
総論編，法人税編担当
- 前川邦生 大東文化大学経済学部助教授  
昭和49年税理士資格取得  
法人税編（第3，6，7章）担当

著者との契約により検印省略

昭和54年7月15日 初版発行  
昭和59年7月10日 4訂版発行

## 基本税務会計

定価 2,900円

|     |          |
|-----|----------|
| 著者  | 赤間研一     |
|     | 鈴木明男     |
| 発行者 | 大坪嘉春     |
| 印刷所 | 税経印刷株式会社 |
| 製本所 | 三光社製本    |

発行所 東京都新宿区株式  
下落合2丁目5番13号 税務経理協会

郵便番号 161 振替 東京 9-187408 電話 (03) 953-3301 (代表)

乱丁・落丁の場合はお取替えいたします。

© 赤間研一 1979

本書の内容の一部又は全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者及び出版社の権利侵害となりますので、コピーの必要がある場合は、予め当社まで許諾を求めて下さい。

ISBN4-419-00023-6 C1032

## は し が き

国民経済は、家計、企業を中心として生産、流通、消費の各分野を通じて営まれている。租税はこのいずれの段階においても生じ、歳入として国家財政、地方財政を維持し、歳出を通じ再度国民経済に還流している。

租税は国民経済に重大なかわりあいがあると同時に、国民一人一人に大きな影響をおよぼす。

わたくし達が国民としての権利・義務を果すとともに経済の民主的な発展のためには、租税を身近なものにしておく必要がある。

かつて納税制度は賦課課税制度が採用されていたが、今日では申告納税制度が定着し、租税制度が民主化するとともにわたくし達自身租税に関心を持たざるをえなくなっている。

ところで、租税は税額の算定過程において会計と深くかかわり合っている。本書を税法としてではなく、税務会計として租税の会計的把握を心がけたゆえんである。

本書は家計あるいは個人に係る租税として所得税を、企業にかかわる租税として法人税を、そして両者に係る基本的考え方を総合して一冊の書物に織り込もうと心がけた結果生まれたものであり、できるだけ広く簡潔に租税の概要を理解できるように記している。

それゆえ、本書は税務の知識を身につけようとしている一般の人々はもちろん、大学の教科書としてあるいは税理士試験や公認会計士試験を目指す人々の手引書にもなるよう配慮したものである。

本書の執筆に当り多数の貴重な文献を参考にさせて頂いたが、簡潔を目指したためその紹介を避け、さらに条文の指摘を割愛した。御了解願うとともに、本書の性格上述べたりない点あるいは省略すべきでなかった点があるかもしれない。読者の御叱正を願いたい。

本書の刊行に際し、たえざる激励と助言を下さった恩師元明治大学総長武田

孟先生と明治大学教授松尾憲橘先生に心から感謝の意を表すとともに御協力頂いた大東文化大学助教授前川邦生氏，出版に際し御懇篤な御配慮を頂いた税務経理協会久保田芳朗氏に厚く御礼申し上げたい。

昭和54年7月

著 者

## 4 訂版に当たり

昭和59年3月31日参議院本会議で直接税三法案(所得税法, 法人税法, 租税特別措置法)が可決, 成立した。

税制改正は, 直接税をなお税収の中心に据えつつ次の狙いを持つ。

1. 税率構造は昭和49年度以来, 課税最低限は昭和53年度以降据え置かれたことから, 国民の間に重税感が高まっており, これを是正するため税率構造および人的控除額を中心に手直しし減税する。
2. 不公平感の高まりに対処するため納税環境を整備する。そのため零細な事業者を除き, 納税者に記帳および記録保存を義務づけるとともに, 立証義務を負わせる。徴税当局はこの記録類を尊重するとともに, 各政府関係機関が所得税の調査に対し緊密な協力態勢をとる。所得税減税財源を確保するため, 法人税税率をアップするとともに欠損金の繰戻し還付制度を中止する。
3. エネルギー利用の効率化, 電子機器等高度技術の育成のため優遇措置をとる。本書も税制改正にともない, 改訂のやむなきにいたった。

4 訂版にはこれらの改正事項を盛り込んだ。改訂にあたり税務経理協会久保田芳朗氏に多大の御配慮をいただいた。厚く御礼申し上げたい。

昭和59年4月

著 者

## 目 次

は し が き

4 訂版に当たり

## 総 論 編

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1章 序説 .....        | 3  |
| §1 税務会計の意義 .....    | 3  |
| §2 税法の体系 .....      | 8  |
| 第2章 課税所得 .....      | 17 |
| §1 課税所得の概念 .....    | 17 |
| §2 課税所得の計算構造 .....  | 19 |
| §3 課税所得の計算原則 .....  | 26 |
| §4 益金・損金の取扱 .....   | 31 |
| 第3章 税務会計と企業会計 ..... | 37 |
| §1 税務会計と企業会計 .....  | 37 |
| §2 税務会計と商法 .....    | 40 |

## 所 得 税 編

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1章 所得税の概要 .....    | 47 |
| §1 納税義務者と課税所得 ..... | 47 |
| §2 所得の種類と計算 .....   | 50 |

|                  |    |
|------------------|----|
| 第2章 各所得とその計算方法   | 53 |
| §1 利子所得          | 53 |
| §2 配当所得          | 56 |
| §3 不動産所得         | 57 |
| §4 事業所得          | 58 |
| §5 給与所得          | 58 |
| §6 退職所得          | 59 |
| §7 山林所得          | 60 |
| §8 譲渡所得          | 61 |
| §9 一時所得          | 65 |
| §10 雑所得          | 66 |
| 第3章 事業所得の総収入金額   | 67 |
| §1 通常の販売         | 67 |
| §2 特殊な販売         | 68 |
| §3 その他の収入        | 70 |
| 第4章 事業所得の必要経費〔Ⅰ〕 | 75 |
| §1 売上原価          | 75 |
| §2 その他の費用        | 79 |
| 第5章 事業所得の必要経費〔Ⅱ〕 | 85 |
| §1 減価償却費         | 85 |
| §2 繰延資産の償却費      | 87 |
| §3 資産損失          | 89 |
| 第6章 事業所得の必要経費〔Ⅲ〕 | 93 |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| §1 引当金             | 93  |
| §2 準備金             | 97  |
| 第7章 事業所得の算定        | 99  |
| §1 決算              | 99  |
| §2 申告と青色申告控除       | 100 |
| 第8章 損益通算と損失の繰越控除   | 105 |
| §1 損益通算            | 105 |
| §2 資産所得の合算課税       | 108 |
| §3 損失の繰越し          | 109 |
| 第9章 変動所得と臨時所得の平均課税 | 111 |
| §1 変動所得と臨時所得       | 111 |
| §2 平均課税の適用要件       | 112 |
| §3 平均課税の税額計算       | 113 |
| 第10章 課税所得金額        | 115 |
| §1 所得控除            | 115 |
| §2 所得控除の順序         | 122 |
| 第11章 税額の計算         | 125 |
| §1 税額の計算           | 125 |
| §2 各種課税所得税額の計算     | 125 |
| §3 税額控除            | 128 |
| §4 みなし法人課税         | 130 |
| 第12章 申告と納税         | 131 |

|                 |     |
|-----------------|-----|
| §1 申告と納税        | 131 |
| §2 修正申告と更正および決定 | 133 |
| §3 青色申告制度       | 134 |
| §4 附帯税          | 136 |
| § 5 帳および記録の整備   | 137 |

## 法人税編

|                |     |
|----------------|-----|
| 第1章 法人税の概要     | 147 |
| §1 納税義務者       | 147 |
| §2 同族会社        | 148 |
| §3 課税所得と計算期間   | 152 |
| 第2章 益金の額の計算    | 155 |
| §1 売上          | 155 |
| §2 その他の益金算入項目  | 156 |
| 第3章 特殊な益金の計上   | 159 |
| §1 特殊な益金       | 159 |
| §2 益金の認識       | 162 |
| 第4章 損金の額の計算    | 171 |
| §1 売上原価        | 171 |
| §2 減価償却費       | 178 |
| §3 繰延資産の償却費    | 186 |
| §4 販売費および一般管理費 | 187 |

|                |     |
|----------------|-----|
| §5 資産の評価損      | 198 |
| 第5章 引当金および準備金  | 201 |
| §1 引当金および準備金   | 201 |
| §2 引当金         | 202 |
| §3 準備金         | 213 |
| 第6章 圧縮記帳       | 217 |
| §1 圧縮記帳        | 217 |
| §2 圧縮記帳の種類     | 218 |
| 第7章 資本         | 227 |
| §1 資本金         | 227 |
| §2 資本積立金       | 229 |
| §3 利益積立金       | 233 |
| 第8章 課税所得金額の計算  | 235 |
| §1 課税所得金額      | 235 |
| §2 税務調整        | 236 |
| 第9章 税額の計算      | 241 |
| §1 税額の計算       | 241 |
| §2 税額控除        | 244 |
| §3 欠損金の繰越しと繰戻し | 248 |
| 第10章 申告と納税     | 253 |
| §1 青色申告制度      | 253 |
| §2 申告・納税および還付  | 254 |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| §3 修正申告と更正および決定    | 255 |
| §4 不服申立            | 257 |
| 第11章 土地譲渡益の特別課税    | 259 |
| §1 土地譲渡益特別課税の背景と性格 | 259 |
| §2 土地譲渡益特別課税の計算    | 260 |
| 第12章 総合演習          | 265 |

# 総 論 編



# 第1章 序 説

## §1 税務会計の意義

### 1 税務会計の性格

税務会計は会計の一特殊分野として位置づけることができるが、会計は本来経済の民主的で健全な発達に寄与すべく展開されてきたものと言って過言ではあるまい。その意味で、税務会計も経済の民主的で健全な発達に寄与すべきであり、その方向に展開されるべきであろう。

税務会計の中心課題は課税所得の算定であり、その算定の対象は、法人あるいは個人の事業活動である。ところがこれら事業活動は第一義的には会計的利益計算の対象であり、これに税法的解釈を加えることによって第二義的に課税所得が得られる。その意味では、課税所得の算定は会計上の利益計算に依存しているともいえる。

ところで、この会計上の利益計算は現実には純粋に会計理論の所産といえるものではなく、すでに法律等制度上の制約を受けているものである。たとえば、繰延資産とその償却年数は商法あるいは税法の規定によって決定されており、さらに、特定引当金は会計理論的にはとうてい設定が許されるものではなく、もっぱら法的要請からのみその計上が根拠づけられる。また逆に、繰延資産が資産として計上されるのは会計理論の影響である。このように実際の会計上の利益計算は会計理論のみではなく、これに商法や税法、企業会計原則、財務諸表規則等会計に関連する規定が錯綜した結果うみ出されているといえる。

税務会計は錯綜した会計のうち税法に関連する分野を取扱うものであるが、それはある場合には会計上の利益計算の過程に参加し、他の場合には会計上の利益計算とは別の税法特有の会計処理として独自に現れてくる。

税法の中心課題は課税所得の算定であり、この課税所得の算定は会計上の利

#### 4 総 論 編

益計算に原則的に依存しているが、前述のように会計上の利益計算と課税所得の算定とは相互に影響しあっているといえる。したがって税法は会計から独立して存在しうるものではなく、そこに税務会計の成立する背景がある。

さて、この課税所得は法人の事業活動および個人の事業活動から生ずる。前者は法人所得であって法人税法の対象となり、後者は個人の10種類に分類される所得のうちの事業所得等を形成し所得税法の対象となる。したがって税務会計の分野は法人の課税所得計算におけるのみでなく、個人の場合にも成立するが、法人においては事業活動の領域が広く、したがって税法の規定する領域が広いのみでなく、関連する諸会計規定が複雑であり、それに応じて利益計算も複雑になっていることから、通常、税務会計では法人のそれを取りあげるが、本書でも、法人の領域を主眼におきつつ、個人の課税所得計算を取り扱っている。

### 2 税務会計の領域

ところで、課税所得の算定を中心とする税務会計にどのようなひろがりがあるのか、課税所得に即してとらえてみよう。第一に考えられるのは、現実に行われ、あるいは機能している制度としての現実の課税所得算定の分野であり、第二はこの現実の制度を分析的、批判的に解釈し、あるべき課税所得を考える課税所得算定原理の分野であり、第三に課税所得を経済的、合理的にコントロールする課税所得管理の分野である。いずれの分野においても税務会計は比較的新しく現れた学問であり、税法が法律学の中で比較的遅れて採りあげられたのと同様に、他の会計分野に比して豊かな歴史をもつとはいえない。

### 3 租税法律主義

ここでわれわれは税務会計を学ぶにあたり、税法の基本的理念に立ち戻ってみよう。なぜなら、それが税務会計を理解する指針となりうるはずだからである。

憲法第30条では「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」として納税義務を規定すると同時に、第84条において「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」とし、いわゆる租税法律主義を規定している。沿革的にはこの理念はイギリスにおける君主の専制的課税を排除するために設けられたことに端を発している。当然今日でも本規定は国民の義務と同時に、恣意的課税がなされないよう、国民の権利を擁護していると解される。

租税法律主義の趣旨は単に租税の根拠を示すだけでなく、より具体的に納税義務者、課税対象、所得の帰属、課税標準、税率等が法律により規定されるべきことを要求しているものと解されている。

憲法が国民の基本的権利と義務を規定するとともに、他方で税法が具体的に多様な国民の経済活動を規定することから、当然税法はできるだけ具体的に詳細な規定にならざるを得ない。第84条が淵源的に国民の権利を守ることから出発しているとすれば、税法規定が具体的、詳細である趣旨が理解される。

租税が、国民的合意であるはずの法律により具体的に規定され、その法律のみが国民の経済的行為を規定し、すべての国民が同一の条件のもとで同一の課税がなされる。これこそが国民の義務をうながし、権利を守るものであって、税務会計が寄与すべき、経済の民主的で健全な発達の基本をなすものである。

このように、租税法律主義は厳しく貫かれなければならないが、ついで、税法そのものがもつ法律理念の内容が問題になる。

#### 4 税法の理念

租税はもともと歳入を確保するために、国家あるいは都道府県、市町村等の行政府が、そこで生活を営む人々に課するものである。それゆえ歳入確保がはかられていることはいうまでもあるまい。ところで課税にあたっては経済的、社会的政策を考慮しつつ、その課税方法、金額等が決定される。ついで歳入確保のための税務行政が能率的に運営される必要があり、税法規定にはそのための配慮が必要となる。他方、納税者にとってみれば、課税が公平かつ民主的に